

1 規則等の題名

道路交通法（昭和35年法律第105号）に係る審査基準の制定及び改定について

2 根拠法令・条項

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）

道路交通法施行令の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）

3 規則等の制定日

令和7年3月24日（月曜日）

4 結果公示の日

令和7年3月24日（月曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）等の施行に伴い、当然必要とされる審査基準の改定及び同審査基準から派生した審査基準の制定を行うものであるため。

7 規則等の概要

別添のとおり

8 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部運転免許センター

TEL：088－893－1221

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 24 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）第105条の 2 第 1 項（運転経歴証明書及び運 転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定め ることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署受理の場合 受理した週を含む 4 週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（いの庁舎を 除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 24 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）、第105条の 2 第 1 項及び第 3 項（運転経歴 証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手続）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定める ことを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センター受理の場合 当日中 警 察 署受理の場合 受理した週を含む 4 週間後
申 請 先：高知県警察本部交通部運転免許センター又は警察署（いの庁舎を 除く。）
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部運転免許センター免許係 （電話 088-893-1221）
備 考：